IFRS-AC 会議(2017 年 10 月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 くまがい ごろう 京都大学経営管理大学院客員教授 **熊谷 五郎** IFRS 諮問会議副議長

I. はじめに

2017年10月17、18日の日程で、ロンドンにおいてIFRS 財団・IFRS 諮問会議(IFRS Advisory Council、以下「IFRS-AC会議」という。)が開催された。以下、その概要を報告する。

IFRS-AC 会議は、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board、以

下「IASB」という。)、IFRS 財団に対して、戦略的な事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議である。従来は年3回、ロンドンで開催されてきたが、本2017年からは4月、10月の年2回開催へと開催回数が減ることになった。現在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

今回の IFRS-AC 会議の議事一覧を図表に 示す。

図表 2017 年 10 月開催 IFRS-AC 会議 議事一覧1

番号		日 時	議事
_	10/17	9:15- 9:45	開会・IFRS-AC 議長によるプレビュー
1	同	9:45-10:30 10:45-12:15 14:00-14:45	会計・企業報告へのテクノロジーの影響 ・テンエックス・フューチャー・テクノロジーズ創業者アントニー・ジェンキンズ氏 ・分科会 ・パネル・ディスカッション
2	同	12:15-12:45	IFRS-AC メンバー組織活動報告(バーゼル銀行監督委員会)
3	同	14:45-15:45	IASB 及び IFRS 財団活動報告
4	同	16:00-16:30	IFRS 財団トラスティー活動報告
5	同	16:30-17:15	コミュニケーションの改善
6	10/18	8:45- 9:30	【非公開】トラスティーによる「レピュテーション調査」 ●調査結果フィードバック

¹ IFRS 財団ウェブサイト IFRS Advisory Council のページで、資料の閲覧と録音の視聴が可能である。

-4	
•	

		9:30-10:30 13:15-14:00	●分科会・パネル・ディスカッション
7	同	10:45-11:30	IFRS 第 17 号「保険契約」・概要と主な改善点
8	同	11:30-12:00	IFRS 第17号「保険契約」・移行リソース・グループの設置について
	同	12:00-12:15	まとめ・閉会

出所: IFRS 財団

日本選出の IFRS-AC 委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社執行役員・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名である。また、金融庁より総務企画局企業開示課・課長補佐名取裕之氏がオブザーバーとして出席した。なお、筆者は財務諸表利用者を代表して副議長(2名のうちの1名)を務めている。

以下、その議論の概要を報告する。

Ⅱ. 2017 年 10 月開催 IFRS 諮問会 議・議事概要

1. 会計・企業報告へのテクノロジーの影響

本セッションでは、まずバークレイズの元グループ CEO のアントニー・ジェンキンズ氏より、テクノロジーの進歩の会計・企業報告及びIFRS 財団の将来に及ぼす影響について、同氏の見解が述べられた。ジェンキンス氏は、巨大金融機関バークレイズの CEO をなげうって、テンエックス・フューチャー・テクノロジーズを創業、ビットコインやフィンテックの発展に深く関わっている。

同氏のプレゼンテーション後に、IFRS-AC 委員は分科会に分かれて、以下の4つの視点に 沿って、テクノロジーの影響を議論した。

- (1) ビッグデータ利用の普及に伴い財務報告は どのような影響を受けるか。
- (2) 市場参加者はオープン・アクセシビリティ に対していかに対応すべきか。

- (3) 自動化によって情報のサプライチェーンは どのような影響を受けるか。
- (4) リスクやテクノロジーの変化によって、会計基準設定は影響を受けるか。

技術革新の「ツナミ」が、会計基準や財務報告、IFRS 財団の将来に対して大きな影響を及ぼすことについては、異論はなかった。技術革新の波は何らかの影響を持ち、現状維持はあり得ない。したがって、技術革新が財務報告や原則主義の会計基準、IFRS 財団が将来にわたって何らかの明確な役割を持つことに異論はなかった。ただし、どのような役割を持つかについては、コンセンサスは得られなかった。また今後、利用者、作成者、監査人などの利害関係者は、ビッグデータをリアル・タイムで取り扱う際に、体系化されていない大量のデータや、作成者が下した判断をどう処理するかが課題になるとの指摘があった。

また IFRS 財団に対しては、各委員のそれぞれ立場から様々なアドバイスがなされた。財団として有望なテクノロジーを識別して、このようなテクノロジーのツナミに適切に対応していくことの必要性などが強調された。一方、こうした技術進歩を注視していく必要性は皆認めるものの、IASB にそのリソースがあるかという点については否定的な見方もあった。

IFRS-AC メンバー組織活動報告(バーゼル銀行監督委員会)

本セッションは、IFRS-AC 委員の代表する

組織について、委員の理解を深めるために毎回行われている。バーゼル銀行監督委員会もIFRS-ACメンバー組織であり、同委員会からはウィリアム・コーエン事務局長がIFRS-AC委員(以下「AC委員」という。)となっている。IASBとバーゼル銀行監督委員会は2017年9月、長期的な金融安定と市場規律の強化を目指して、情報共有等協力関係を深めていくことに関して合意文書(Memorandum of Understandings、以下「MoU」という。)を締結している。

今回は AC 委員であるコーエン事務局長がスケジュールの都合で欠席となったために、対木寿夫副事務局長²より、会計基準と自己資本規制の相互作用、IASBとバーゼル委員会の関係、及びグローバル金融危機後の金融規制改革について情報共有が行われた。バーゼルⅢと重要な関わりを持つのは、IFRS 第9号「金融商品」のうち償却原価で測定される金融商品の減損モデルとして導入予定の期待信用損失(Expected Credit Loss、以下「ECLモデル」という。」)である。

IFRS-AC会議において、IASBとバーゼル委員会の両者が MoU に基づき情報共有、関係強化を図ることへの支持が示された。また質疑のセッションでは、まず筆者から「IFRS のECL モデルと米国基準の減損モデル³では、減損の認識=引当金計上のタイミングが異なる。そのために、IFRS 採用銀行と、米国基準採用銀行では、資産の質が実質的に同じでも引当タイミングや残高が異なることから、資産の質に差があるように見えるほか、不良資産の処理状

況に差が生じるために、市場参加者に誤解を与える可能性がある。これはグローバル金融システムの安定上、懸念材料であり、バーゼル委員会として規制上の調整措置は考えているのか。」という質問をしたが、対木氏より「非常に微妙な問題であり、各国によって事情は異なる。バーゼル委員会としてはIFRSのECLモデルとバーゼル規制の整合性確保を重視しているが、各国それぞれの事情にも留意している。直接的な回答にはならないが、いただいた質問はバーゼル委員会が困難な課題に直面しているかを示している、ということでご理解願いたい。」との回答があった。

また金融機関を代表する委員からは、「ECL モデルは金融危機の初期段階で金融商品の多額の減損を計上する結果、むしろ危機を悪化させプロシクリカルな性質を持つのではないか。」との指摘があった。この指摘に対しては、ハンス・フーガーホースト議長より「ECL モデルはむしろ予防的な引当を金融機関に促すものであり、結果としてむしろ金融システムの安定に資すると考える。」との回答があった。

3. IASB 及び IFRS 財団活動報告

ハンス・フーガーホースト IASB 議長及び IFRS 財団スタッフより、過去半年間の活動報告があった。最大の成果としては、IFRS 第17号「保険契約」の最終基準化が挙げられていた。また同議長より国際通貨基金(IMF)の国際金融安定性報告書の最新号でも、グローバル金融システムの安定性から、IFRS 第17号の重要性が強調されていることが紹介された。

² 対木氏は、日本銀行よりバーゼル銀行監督委員に事務局次長として出向中である。

³ IFRS の減損モデルが ECL モデルといわれるのに対して、米国基準のモデルは Current Expected Credit Loss (CECL) モデルと呼ばれる。損失予想に基づくフォーワード・ルッキングな引当を促すという意味では 両者は共通しているが、ECL モデルが正常債権と不良債権を明確に区別するのに対して、CECL モデルは正常債権と不良債権を区別せずに取り扱う点、前者が貸出実行日初日には引当金を計上しないのに対して、後者は 計上するといった点が異なる。



また、同議長より幅広い企業報告の観点から、非財務情報の重要性の高まりに関して、「IASBとしてはサステナビリティ等、非財務情報に関する基準設定で主導的な役割を演じるつもりはないが、財務情報と非財務情報の関連性が高まっており、『経営者の説明(Management Commentary、MC)に関する実務記述書』の改訂を検討している。」との発言があった。

また、IASBスタッフは概念フレームワーク及び基準開発活動、リサーチ・パイプライン、新基準の導入サポート、適用後レビュー等の現況について説明があった。

IASB は会計基準の効率化を目指して、ここ数年、基準開発に入る事前段階のリサーチ活動を充実させてきたが、IASB による基準開発の適時性に関しては外部利害関係者から批判も多い。そのためリサーチ・パイプラインに関わるスケジュール管理について、AC 委員より提言がなされていた。

また石原委員から、「日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)から、のれんの減損に加えて償却を選択肢として認めることが提案されていると思うが、IASBとしてもこの提案を真剣に検討していただきたい。」とのコメントがあった。それに対して IASB 幹部スタッフより、「本件は IASB の議題に入っている。」との回答があった。

4. IFRS 財団トラスティー活動報告

ミッシェル・プラダ IFRS 財団トラスティー 議長は所用で出席できないため、代理としてカ ラム・マッカーシー氏からトラスティー活動報 告があった。

Brexit に関しては現時点では不確定要素が多いが、英国外からの人材採用、IFRS 財団への拠出金の英国と EU の間の分担、Brexit 後の英国における IFRS エンドースメント・プロセスについて、IFRS 財団として将来的に課題となり得るという認識が示された。また Brexitの動向にも関係してくるが、IFRS 財団・IASB本部の移転問題もトラスティーにとって重要な課題となっている。

次に、2017 年 12 月末をもって退任予定のミッシェル・プラダ議長の後任問題も重要議題であり 4 、モニタリング・ボードと相談しながら、慎重に後任の人選を進めていることが報告された。また議長人事に合わせて、先に退任したヤエル・アルモグ事務局長の後任の人選も進めていることが報告された。

また IFRS 財団スタッフより、デュー・プロセス 監視委員会 (Due Process Oversight Committee) として、IFRS 第17号「保険契約」の導入プロセスに注視していること、また基準開発・導入・適用後レビュー等の手続を定めるデュープロセス・ハンドブックの見直しを進める予定であることが報告された。

5. コミュニケーションの改善

IASB スタッフより、2017 年 10 月に発行された「財務報告におけるコミュニケーションの改善」というレポートについて報告があった。同レポートの目的は、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み一開示原則」(Discussion Paper、以下「DP」という。) に示された「効果的なコミュニケーションの原則「

^{4 2017} 年 12 月 14 日付けの IASB のプレス・リリースにおいて、後任が決定されるまで任期が延期されることが公表された。

⁵ ①企業固有の情報であること、②簡潔で直接的な記述、③重要な情報を際立たせる構成、④開示された情報 同士の適切な関連付け、⑤開示される情報に適切な様式、⑥不必要な重複がないこと、⑦企業間、時系列で見 て比較可能であることの7原則からなる。

について具体的な適用事例を示すことで、企業に財務報告の改善を促すことである。このレポートが作成されたきっかけは、4月のIFRS-AC会議で、「IASBは、効果的なコミュニケーション原則の具体的な適用事例を示すべきだ。」という提言がなされたことを踏まえたものであるとの説明があった。

多くの AC 委員から、具体的な事例は「効果的なコミュニケーション原則」の適用効果を具体的にイメージするのに役立つと好意的な意見が寄せられた。ただし、少数ながら一部の委員から「6つの事例だけで、『少しの改善が大きな効果を生む』と言い切るためには、無理があるという意見も示された。どのようにこの7原則を普及させていくかに関しては、学術研究を利用する余地があると思う。」とのやや懐疑的な意見もあった。

また、IASBスタッフのプレゼンテーションを受けて、同レポートに対する認知度向上をいかに図るかに関して議論された。これに対しては、「各委員が代表する組織のウェブサイトで、本レポートを紹介してはどうか。」、「各国ごとに効果的なコミュニケーションに関する指導員を養成してはどうか。」、「7原則は常識的なものであり作成者の姿勢の問題。ピア・プレッシャーを利用するのが有効。」、「レポート形式でなくてよいので、もっと具体例を収集してウェブサイトで公開してはどうか。」などの意見が聞かれた。

この論点について、筆者からは「コミュニケーションの改善に関しては、投資家からのサポートは非常に重要である。このレポートに対する投資家の認知度を上げるために、様々な地域の投資家とアウトリーチをしてはどうか。投資家がこのレポートに示された開示例を支持す

れば、企業に効果的なコミュケーションとして 投資家から紹介することができる。また、この レポートには6つの例しか記載されていない が、各国の投資家が良いコミュニケーションと 考える実例を収集できれば、コミュニケーショ ンに関わるベストプラクティスをグローバルに 確立していくのに資すると思う。」との意見を 述べた。

6. 【非公開】トラスティーによる「レピュ テーション調査!

2017年4月、IFRS 財団は、外部利害関係者から、IASB 財団・IASB の活動がどのように評価されているかに関するレピュテーション調査を実施した。本セッションは、非公開であるため割愛する。

7 及び 8. IFRS 第 17 号 「保険契約 |

2017年7月に退任したスティーブン・クーパー前 IASB 理事⁶より、IFRS 第17号「保険契約」の概要と主な改善点に関する解説がなされた。保険契約に関する現行基準である IFRS 第4号「保険契約」は、各国基準に基づく保険契約に関する会計処理を追認しているに過ぎないが、IFRS 第17号は、各国の IFRS 採用企業に共通して適用される保険契約に関する包括的会計基準である(強制適用開始日は 2021年1月1日以降に始まる会計年度)。大きな影響を受けるのが、主に約450社の IFRS 適用保険会社(上場企業のみ)と社数は限定的ながら、これら450社の総資産は合計13兆ドル(1440兆円)にも及ぶ。

IFRS 第17号の適用に伴う改善点として、透明性の向上と財務業績計算書(損益計算書)の有用性の向上が強調された。前者について

⁶ クーパー氏は、IASBの理事として、保険契約プロジェクトに深く関わっていたが 2017 年 7 月末に退任している。



は、保険負債の測定にあたって最新の仮定が適 用されること、より適切な割引率が適用される こと、保険契約に関わるオプション性、保証が より適切に反映されることによって、透明性が 向上すると考えられる。また、後者に関して は、収益認識に関して、他の会計基準との一貫 性が高まることに加え、本業の保険サービスか ら生じる利益と、財務活動から生じる利益が明 確に区分されて表示されることから、保険会社 の業績内容がより把握しやすくなる、などのメ リットが強調された。

45回にも及ぶ投資家とのアウトリーチでは、 上記のメリットに対して支持がある一方、経営 者の判断や会計方針の選択についての懸念が表 明されたことが報告された。クーパー氏によれ ば、こうした投資家の懸念は当然ではあるが、 IFRS 第17号に基づく開示により、経営者の 行う判断や会計方針の選択が比較可能性に与え る影響を、投資家が適切に評価できるようにな る、とのことであった。

クーパー前理事の解説に続いて、IASBス タッフより、IFRS 第17号の導入に向けた IASB のサポート体制に関する報告があった。 IASB は利用可能なあらゆる手段を用いて、 IFRS 第 17 号の導入をサポートしていく予定 であることが報告された。具体的なツールとし ては、結論の背景、設例、ウェブ上の導入サ ポート・ページ、ウェビナー、移行リソース・ グループ (Transition Resource Group、以下 「TRG という。)が挙げられた⁷。

特に TRG は、導入にあたっての実務上の問 題点を議論していく教育目的の公開フォーラム であって、その議論の内容をウェブ上で公開す ること、また TRG で議論すべき内容を提案で きるのは、あらゆる利害関係者であって、 TRGメンバーのみに限定されないこと、TRG の設置目的は、あくまで教育目的であって、基 準、解釈指針のような強制力を持つものではな いことが強調された。

AC 委員からは、「IFRS 第17号で影響を受 けるのは、保険専業の会社ばかりでない。保険 商品を販売する銀行などの保険業以外の作成者 にも配慮が必要である。|、「TRG は 2018 年に 4回開催されるとのことであるが、複雑な IFRS 第 17 号の導入に関わる実務的論点をす べて洗い出せるのか。スケジュールに柔軟性を 持たせるべきではないか。」などの意見が示さ れた。

Ⅲ. まとめ

今回のIFRS-AC会議で最重要議題の1つは、 「会計・企業報告へのテクノロジーの影響」で あった。本セッションでは活発な議論が行われ たものの、基本的にブレーンストーミング・ セッションであり、議論が拡散しがちであっ た。しかし、テクノロジーに関して重大な変化 が起こりつつあり、それにどう対応するかとい う問題意識に関しては委員に共有されていた。 このテーマに関して IFRS-AC 会議において引 き続き議論していくべきということについては コンセンサスが得られた。

また「コミュニケーションの改善」、「保険契 約」等のセッションでは、過去の IFRS-AC 会 議でなされた提言が、IASB や IFRS 財団の活 動に活かされていることが確認できた。IASB や IFRS 財団が、IFRS-AC 会議の提言を真摯 に受け止めていることが改めて示されたこと は、IFRS-AC 会議副議長として歓迎すべきこ とと受け止めたい。

今回から IFRS-AC 会議のフォーマットが見

⁷ こうした IASB の対応は 2016 年 10 月の IFRS-AC 会議のアドバイスに基づくものである。

直されて、新しいフォーマットで行われることになった。従来は、各グループ・リーダーから分科会報告がなされてきたが、今回から、各グループ・リーダーによるパネル・ディスカッション形式となった。また、従来2日目の朝に開かれていた特定の利害関係者による会合は、2日目の本会議終了後に開催されることになった。またこの利害関係者会合は、従来投資家グループと新興国グループの2つであったが、教育・リサーチグループが新たに作られることになった。こうした見直しにより、より活発に議論が行われるようになった。

なお今年から IFRS-AC 会議の開催サイクルは従来の年3回から年2回開催に変更となった。次回の IFRS-AC 会議は2018年2月27、28日に予定されている。当該会議の概要については、改めて別号にてご報告する予定である。